

# 紙類(資源ごみ)の分け方・出し方

収集は  
月1回



分別区分は3分別です。  
地域の不燃ごみ収集日に同じ集積所で収集します。



- ◆折りたたんで、ひもで縛ってください。  
段ボール箱に入れた状態でお出しください。
- ◆縛るひもは、できるだけ紙ひもをお使いください。
- ◆束ねる際にガムテープ類を使用しないでください。



必ず守って  
ください

## 新聞紙

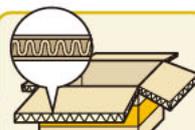


二つ折り又は四つ折りにして縛ってください  
(広告チラシも一緒に  
出せます)

## 段ボール



テープや金具、  
配送伝票は取って、  
持ち運べる大きさ  
で縛ってください



断面が波型のものが  
対象です(なれば  
「その他の紙」に  
出してください)

## その他の紙

「新聞紙」、「段ボール」、「再生できない紙」の  
どれにもあてはまらないもの

- 紙以外は必ず取り除いてください。
- 持ち運べる大きさで縛ってください。



食品の紙箱  
包装紙



封筒  
紙製の卵ケース



飲料用紙パック

※箱は開いて出してください  
(内側が銀紙の場合は  
可燃ごみへ)



雑誌・カタログ



シュレッダー紙

ちょっと!  
工夫!



紙袋をごみ箱の  
横に置いて  
紙ごみが出たら  
入れるだけ!

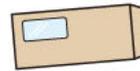


防水加工のない  
紙袋に入れて  
散乱しないように  
縛って出す

## 再生できない紙

※可燃ごみとして出してください

- 防水加工がしてあるもの  
例: 紙コップ、ビニールコーティング  
された紙袋など
- ハードカバーの本  
(カバーの裏地が布製  
⇒カバー部分を除けばその他の紙で排出可)
- 窓付き封筒
- 写真、ノンカーボン紙  
(領収書)
- 素材が違うもの 例: 銀紙(アルミ)、和紙
- 紙おむつ類
- 感熱紙(レシート、FAX用紙)
- 合成紙(手で破れない紙)、油紙



## 資源物の持ち去りは禁止されています

ごみ集積所に出された  
資源物の所有権は  
市に帰属します。

(舞鶴市廃棄物の減量化及び  
適正処理等に関する条例第16条の2)

収集日に集積所から古紙や金属、空缶などの資源物を  
抜き取り、持ち去る行為は**犯罪**です!

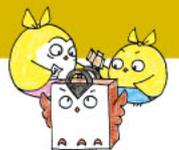


## 紙類の拠点回収

公共施設3か所(下記参照)に回収ボックスを設置し、家庭から出る古紙類の  
回収・リサイクルを進めています。



- ◆地域の集積所に出す場合と同様に3種類に分別してください。
- ◆種類ごとにひもで縛ってください(できるだけ紙ひもをお使いください)。
- ◆古紙は、清掃事務所へ持ち込むこともできます。
- ◆自治会などの資源回収も利用しましょう。



**古紙回収場所** 各施設の開庁日・開庁時間内に持ち込みをお願いします。

- ① 市役所(北吸1044) ② 西支所(南田辺1) ③ 加佐分室(志高1005)

再生できる紙類で  
回収ボックスの  
投入口に入るもの

投入口 縦35cm×横65cm

